

保護者の皆様へ

沖縄県立首里高等学校長  
(公印省略)

## 沖縄県遠距離等通学費補助金に関する手続きについて

県では、遠距離等で通学費が高額となる世帯の高校生等の保護者等を対象に、通学費の一部補助を実施しております。

補助金を受けるためには**交付申請の手続きが必要**ですので、補助金の交付を希望される方は下記のとおり申請書類等の提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 支援対象者

下記(1)～(3)の要件すべてに該当する高校生等が対象となります。

- (1) 次の計算式で算出される額が154,500円未満の世帯の者（所得要件）

##### 【計算式】

令和6年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

- (2) 通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額の合計が15,000円を超える者

- (3) 他の通学費支援（生活保護の生業扶助等）を受けていない者

※沖縄県バス通学費等支援事業も含まれます。

#### 2 提出書類

- (1) 補助金の交付申請 ※必ず令和6年7月1日から令和6年12月16日までに提出してください。毎月16日が締め切りです。

ア 遠距離等通学費補助金交付申請書（様式1）

イ 通学計画書（様式2）

ウ 債権者登録申請書

エ 委任状（※申請者以外の口座の場合のみ提出が必要）

オ 課税に関する証明書（※課税標準額が記載された所得課税証明書等）

カ 振込先口座が分かる書類（通帳及びキャッシュカードのコピー等）

※カタカナ表記で名前が書かれている書類

ア～エは事務室まで受け取りをお願いします。

#### 3 提出先 : 首里高校事務室

#### 4 注意

- (1) 購入時の領収書や通学回数券の表紙等は紛失することのないように、請求時まで大切に保管してください。
- (2) 交付決定された者は、後日補助金請求の申請方法を追って連絡します。

＜問い合わせ先＞ 首里高等学校 事務室  
担当者 小六（ころく） TEL：098-885-0028